

その他留意事項について

1 介護サービス事業所に対する行政処分について

R1 介護保険施設等集団指導	
令和2年2月17日	市資料3

現時点において、令和元年度に行政処分を受けた事業者は、ありません。

2 変更届、休止届、廃止届の提出について

変更届が必要な事項が生じた場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要となりますが、10日以内に提出していない事業所が見受けられます。

また、休止、廃止する場合は1か月前までに届出が必要となりますが、期限が守られていない事業所がありますので、期限までに提出をしてください。

3 衛生管理等について

社会福祉施設等は、高齢者等が集団で生活・活動していることを十分認識の上、腸管出血性大腸菌やノロウイルス、レジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要となります。

また、インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要です。

市としても随時電子メールで国の通知等を送付しておりますが、感染症等の流行のおそれがある場合、新型コロナウイルスに関する情報を含めた情報を適宜、以下のHPなどで閲覧していただくとともに、たとえば施設内の感染対策委員会などを開催するなど、感染症の予防およびまん延の防止に万全を期すようお願いします。

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

○感染症、食中毒に対する予防対策等について

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019021200021/files/6-1-5.pdf>

○新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルスに関する事業者・職場の Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00002.html

4 非常災害対策について

平成28年度の台風による水害等の被害が発生したことから、火災に加え、地域の特性（沿岸・山間地域の別や土砂災害危険の有無等の立地環境）等を考慮して、地震、津波、風水害その他の自然災害に係る対策の取組が必要となっていますので、あらためて函館市防災ハザードマップ等を確認のうえ非常災害に係る対策の強化をお願いします。

また、平成29年5月19日に「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、「水

防法」および「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務化されたところです。この避難確保計画を作成・変更した際は、市への報告が必要となります。

避難確保計画の作成・点検に当たっては、国交省の「避難確保計画の作成の手引き」、
「避難計画点検マニュアル」の他、次の北海道の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」も参考としてください。

○参考：函館市防災ハザードマップ web 版について

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017092500033/>

○参考：社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（北海道）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

○参考：国交省作成の手引き等

<http://mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jjeishuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

5 虐待防止マニュアルの作成について

各事業所において、虐待防止マニュアルを作成し、研修の実施、苦情の処理の体制の整備等により職員に対して周知徹底を図り、未然防止に努めてください。

なお、入所系サービス事業所以外（居宅介護支援事業所も含む）においても、虐待の早期発見のために、高齢者が虐待を受けたあるいは虐待の疑いのある高齢者を発見した際は速やかに函館市保健福祉部高齢福祉課や地域包括支援センターへ相談、通報を行うよう体制フロー図を作成し、職員に周知願います。

6 防犯対策について

平成 28 年 7 月末に神奈川県相模原市所在の障害者支援施設において殺傷事件が発生したことから、「殺害、爆破などの犯罪予告」、「不審者による施設等内への侵入」、「その他外部からの不法行為」などの危機発生またはこれらが想定される場合、早急に警察への通報を行う等の事業所での対処を含め、介護保険施設等の入所者等の安全確保について努めるよう、防犯対策の強化をお願いします。

○函館市防災ハザードマップ web 版について

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017092500033/>

○社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（北海道）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

7 契約時の説明について

介護サービスの提供開始にあたっては、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供開始について利用申込者の同意を得てください。事業者にとっては、当たり前のことでも、ほとんどの利用申込者にとっては、初めて聞く話なので、間違った理解とならないよう懇切丁寧に説明をお願いします。

8 自己点検一覧表について

函館市保健福祉部指導監査課のホームページに、サービス種別ごとに「自己点検一覧表」を掲載しています。

介護保険サービス事業者自ら、基準を満たした運営がされているかをチェックするため、日頃の自己点検用資料として活用してください。（介護給付費自己点検シートについては、予防サービス等がある場合、データ下部のタブで分かれて作成されているのでご注意ください。）

○参考：自己点検一覧表および介護給付費自己点検シート掲載ページ
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014022400296/>

9 地域密着型サービス事業所の同意による指定について

函館市の指定地域密着型サービス事業所について、市外の被保険者が利用を希望する場合の取扱いは、次のとおりです。

- (1) 市外の被保険者について、本市の指定地域密着型サービス事業所を利用したいという場合は、ケアマネジャーから、まず保険者市町村に一度ご相談ください。
- (2) 逆に、本市の被保険者について、他市町村の指定地域密着型サービス事業所を利用したいという場合は、保険者である本市指導監査課にケアマネジャーから一度ご相談ください。

必ずしも全てのケースにおいて利用ができるものではありませんが、可能な限り個々の事情を配慮しますので、それぞれ一度ご相談くださいますようお願いいたします。

なお、住所地特例対象者については取扱いが異なります。

ケアマネジャーおよび指定地域密着型サービス事業所のそれぞれにおかれましては、利用者に対し、地域密着型サービスと利用者の住所（住所地特例）の関係についても十分ご説明いただき、また、利用者が市外の被保険者かどうか、およびその住所がどうなっているかについて、被保険者証にて十分確認するようお願いいたします。

（詳細は平成30年5月15日通知のとおりです。）

10 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証には、有効期間があり、有効期間の満了日までに「更新交付申請」をしなければ証が無効となり、介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります。

研修回数には限りがありますので、有効期間を確認し、漏れのないよう早めに受講してください。

普段は介護支援専門員の業務以外の業務に従事している場合は有効期間の確認がおりそかになりがちですので、特に注意願います。

11 苦情等相談窓口について

函館市保健福祉部高齢福祉課	函館市東雲町4番13号 TEL 21-3025	8:45~17:30
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護・障害者支援課	札幌市中央区南2条西14丁目 TEL 011-231-5175	9:00~17:00

12 記録文書の「完結の日」について（補足説明）

令和2年(2020年)1月6日付け通知でお知らせした事業所における記録文書の「完結の日」の取扱いについて、以下のとおり補足説明をさせていただきます。

旧取扱い：サービス提供終了日を文書の完結の日として起算して、5年間保存
（実例）：10年間継続利用していた利用者の記録は、10年間分すべてについて完結日から5年間保存

新取扱い：個別の文書ごとに、完結の日から起算して5年間保存

※ 最低5年間の保存期間が必要であることに変更はありません。